

事務連絡
令和8年4月17日

都道府県
各 指定都市 保育担当部局
中核市 認可外保育施設担当部局 御中
児童相談所設置市

こども家庭庁成育局保育政策課

子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）における情報更新について

子ども・子育て支援施策の推進について、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）（以下、「本システム」という。）では、令和8年度における施設情報の報告及び公表について、以下のとおり対応を行いますのでお知らせします。

1. システム上の年度の切替えに伴う報告・公表に係る「処理状況」の取扱い

特定教育・保育施設等と認可外保育施設にて取扱いが異なります。

＜特定教育・保育施設等＞

本システムのシステム上の年度の切替え（令和7→8年度）を4月30日（木）に行います。それに伴い、各施設からの今年度分の確認の申請が可能となりますので、各自治体におかれましては、申請があった場合には速やかに確認・公表の処理をしていただくようお願いします。

なお、本システムにおいては、施設等から子ども・子育て支援法第58条第2項に基づく経営情報等（以下「経営情報等」という。）を報告いただくに当たり、自治体において事前に「施設等の設置主体」及び「開始年月日」を登録いただく必要があります。内容が誤っている場合、又は表示されていない場合は、以降の項目を適切に入力することが出来ません。本制度施行後1年が経過したにも関わらず、現時点でこれらの情報が未入力や未更新の自治体がございますので、該当自治体におかれましては、可及的速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

<毎年度の情報更新について>

本システムの運用においては、「子ども・子育て支援情報公表システム運用開始について（特定教育・保育施設等）」（令和2年5月29日付事務連絡）の「4. 留意事項（2）イ公表情報の更新」で示しているとおおり、**公表情報について毎年度の更新をお願いしているところです。（公表情報に変更がない場合も、その旨を届出するものとしています。）**

今後、令和9年度の保育施設等への利用申込み時期を見据えて、改めて情報更新を促す事務連絡の発出を予定（6月以降を想定）しておりますので、各自治体におかれましては、**利用者の選択に資する情報の提供という趣旨を踏まえ、今年度の情報更新について、特段の御配慮をいただきますよう、併せてお願いいたします。**（今年度の更新状況については、自治体別の状況を集計し、公表等することも予定しております。）

なお、自治体及び施設は、本システムにログインして報告・公表に係る「処理状況」を確認することができますが、**年度切替えに伴う「処理状況」等の取扱いは以下のとおり**となりますので御留意ください。

① 年度切替え時点で「公表済」の情報

→ 各施設からの令和8年度分の確認依頼の申請が、5月より可能な状態となります。公表済の情報については、公表画面での検索・閲覧は引き続き可能ですが、自治体側の管理画面において令和8年度の届出状況（「処理状況」が「申請待ち」の状態）となりますのでご留意下さい。

また、年度切替えに伴い、5月以降に申請・届出された内容を承認いただくことで、掲載情報の公表年月日が最新に更新され、当該年度に報告された内容として公表されます。

② 年度切替え時点で市町村の「確認待ち」（又は「確認者差戻し」）若しくは都道府県の「公表待ち」の情報

→ 「処理状況」が引き継がれます。（そのままの状態でも市町村の確認又は都道府県の公表が可能です。）

ただし、**都道府県において、令和8年度からの独自項目を新たに設定している場合には、「確認待ち」、「確認者差戻し」又は「公表待ち」の「処理状況」はリセットされ「申請待ち」となりますので、4月22日（水）までに確認・公表の処理をお願いします。**

③ 年度切替え時点で「入力者差戻し」の情報

→ 「処理状況」はリセットされ「申請待ち」となります。（施設が入力した詳細情報自体は一時保存状態で残りますので、各施設はそのまま改めて確認の申請をすることが可能です。）

<認可外保育施設>

本システムのシステム上の年度の切替え（令和7→8年度）を4月30日（木）に行います。それに伴い、令和8年度分の報告（更新）が可能となりますので、各自治体におかれましては、令和8年度分の施設情報の報告（更新）をお願いします。

なお、各自治体は、本システムにログインして報告・公表に係る「処理状況」を確認することができますが、年度切替え後の登録情報の取扱いは以下のとおりとなりますので御留意ください。

① 年度切替え時点で「公表済」の情報

- 各自治体の令和8年度分の報告及び承認が、5月から可能な状態となります。
年度切替えに伴い、5月以降に登録内容を承認・公表いただくことで、掲載情報の公表年月日が更新され、最新の報告内容として公表されます。

② 年度切替え時点で未公表の登録データ

- 原則として登録状況がそのまま引き継がれます。5月以降公表処理をしていただくことで最新情報として公表されます。

2. 登録情報の更新案内メールの配信

本件については、システムからも、5月7日（木）以降に情報登録に関するメールを配信します。

その際、認可外保育施設については、各自治体の登録データがダウンロードできるURLをメールに添付いたしますので、ダウンロードデータを更新後、返信いただくことで本システム側で一括更新を行う予定としております。詳細については本システムよりお送りするご案内のメールをご確認ください。

なお、過年度分の経営情報等の報告（令和6年度事業報告（※1））については、決算月を迎え、システムの表示年度の切り替えが行われている場合でも、御報告いただくことは可能です。その際、既に今年度の報告（令和7年度事業報告（※2））を行っている場合はデータが上書きされるため、御留意いただくようお願いします。

過年度分の報告手順に関する仔細については、5月7日（木）頃に別途メールを配信予定です。過年度分を報告いただいた場合は、都道府県の公表処理後、今年度の報告（令和7年度事業報告）の申請は行わず、改めての連絡をお待ちいただくようお願いします。

（※1）会計年度の始期が「2024/4/1～2025/3/31」に属する報告。

（※2）会計年度の始期が「2025/4/1～2026/3/31」に属する報告。

3. 独自項目設定に当たっての留意点

独自項目を設定した場合、報告項目として反映されるのは（システム上の）翌年度

からとなります。令和8年度の報告項目として追加する必要がある場合は、必ず4月22日（水）までに設定していただくようお願いします。

4. 本システムの停止について

令和8年4月30日（木）終日、システムメンテナンスのため、本システムを停止しますのご承知おきください。

【本件の問合せ先】

（本事務連絡に関して）

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係

TEL：03-6858-0058

E-mail：hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

（保育所等における継続的な経営情報の見える化に関して）

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室給付第2係

TEL：03-6858-0127

E-mail：kouteikakaku.kyuufu2@cfa.go.jp

（認可外保育施設の制度に関して）

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

TEL：03-6858-0133

E-mail：ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

（システムの操作・運用等に関して）

子ども・子育て支援情報公表システムコールセンター

TEL：0570 - 096 - 301（※平日 9：00～17：00）